

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年8月14日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。
- 2 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。
- 3 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。
- 4 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	特別職の職員の身分の取扱い				細項目	常勤の特別職（任期、給料）																																																														
事務事業名					専門部会名	総務部会	分科会名	人事分科会																																																												
調整方針	<p>特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>1 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。</p> <p>2 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。</p> <p>3 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。</p> <p>4 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。</p>																																																																			
項目	西条市		東予市		丹原町		小松町		具体的な調整内容																																																											
市長	任期 平成11年12月18日～平成15年12月17日 給料 935,000円		任期 平成15年2月10日～平成19年2月9日 給料 902,000円		任期 平成13年8月3日～平成17年8月2日 給料 810,000円		任期 平成14年4月30日～平成18年4月29日 給料 800,000円		1 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。																																																											
助役	任期 平成14年3月27日～平成18年3月26日 給料 738,000円		任期 平成12年12月19日～平成16年12月18日 給料 708,000円		任期 平成12年4月6日～平成16年4月5日 給料 650,000円		任期 平成13年3月7日～平成17年3月6日 給料 633,000円																																																													
収入役	任期 平成13年9月25日～平成17年9月24日 給料 663,000円		任期 平成15年2月10日～平成19年2月9日 給料 626,000円		任期 平成14年4月1日～平成18年3月31日 給料 608,000円		任期 平成14年7月1日～平成18年6月30日 給料 588,000円																																																													
教育長	任期 平成13年10月1日～平成17年9月30日 給料 617,000円		任期 平成12年4月1日～平成16年3月31日 給料 593,000円		任期 平成12年12月23日～平成16年12月22日 給料 580,000円		任期 平成12年10月1日～平成16年9月30日 給料 550,000円																																																													
参考資料	<p>他の県内各市等の状況 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>市長</th> <th>助役</th> <th>収入役</th> <th>教育長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川之江市</td><td>902,500</td><td>701,100</td><td>638,400</td><td>586,150</td></tr> <tr><td>伊予三島市</td><td>902,500</td><td>701,100</td><td>638,400</td><td>586,150</td></tr> <tr><td>新居浜市</td><td>1,013,000</td><td>826,000</td><td>729,000</td><td>696,000</td></tr> <tr><td>今治市</td><td>1,000,000</td><td>822,000</td><td>724,000</td><td>681,000</td></tr> <tr><td>北条市</td><td>910,000</td><td>711,000</td><td>621,000</td><td>590,000</td></tr> <tr><td>松山市</td><td>1,137,000</td><td>908,000</td><td>794,000</td><td>748,000</td></tr> <tr><td>伊予市</td><td>901,000</td><td>698,000</td><td>607,000</td><td>583,000</td></tr> <tr><td>大洲市</td><td>942,000</td><td>731,000</td><td>640,000</td><td>611,000</td></tr> <tr><td>八幡浜市</td><td>912,000</td><td>698,000</td><td>607,000</td><td>583,000</td></tr> <tr><td>宇和島市</td><td>912,000</td><td>721,000</td><td>639,000</td><td>609,000</td></tr> <tr><td>全国の類似団体（平均）</td><td>930,700</td><td>774,900</td><td>693,700</td><td>679,300</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「全国の類似団体（平均）」欄は平成14年4月1日現在、その他は平成15年4月1日現在の金額である。 2 川之江市、伊予三島市及び宇和島市は、給料カット後の金額である。 3 「全国の類似団体」は、合併後における新市の類似団体である。</p>									団体名	市長	助役	収入役	教育長	川之江市	902,500	701,100	638,400	586,150	伊予三島市	902,500	701,100	638,400	586,150	新居浜市	1,013,000	826,000	729,000	696,000	今治市	1,000,000	822,000	724,000	681,000	北条市	910,000	711,000	621,000	590,000	松山市	1,137,000	908,000	794,000	748,000	伊予市	901,000	698,000	607,000	583,000	大洲市	942,000	731,000	640,000	611,000	八幡浜市	912,000	698,000	607,000	583,000	宇和島市	912,000	721,000	639,000	609,000	全国の類似団体（平均）	930,700	774,900	693,700
団体名	市長	助役	収入役	教育長																																																																
川之江市	902,500	701,100	638,400	586,150																																																																
伊予三島市	902,500	701,100	638,400	586,150																																																																
新居浜市	1,013,000	826,000	729,000	696,000																																																																
今治市	1,000,000	822,000	724,000	681,000																																																																
北条市	910,000	711,000	621,000	590,000																																																																
松山市	1,137,000	908,000	794,000	748,000																																																																
伊予市	901,000	698,000	607,000	583,000																																																																
大洲市	942,000	731,000	640,000	611,000																																																																
八幡浜市	912,000	698,000	607,000	583,000																																																																
宇和島市	912,000	721,000	639,000	609,000																																																																
全国の類似団体（平均）	930,700	774,900	693,700	679,300																																																																

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	特別職の職員の身分の取扱い				細項目	議員(報酬額) 農業委員会委員																																																		
事務事業名					専門部会名	総務部会	分科会名	人事分科会																																																
調整方針																																																								
項目	西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容																																																			
任期	平成15年5月2日～ 平成19年5月1日	平成12年1月1日～ 平成15年12月31日	平成13年9月1日～ 平成17年8月31日	平成11年8月25日～ 平成15年8月24日	2 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。																																																			
報酬 (月額)	議長 461,000円 副議長 397,000円 議員 370,000円	議長 436,000円 副議長 363,000円 議員 326,000円	議長 297,000円 副議長 240,000円 議員 216,000円	議長 272,000円 副議長 218,000円 議員 198,000円																																																				
定数	26人	20人 H15.1.1施行 経過措置：次の一般選挙までの間は22人	16人	16人																																																				
参考資料	<p>他の県内各市等の状況 平成15年4月1日現在 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>議長</th> <th>副議長</th> <th>議員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川之江市</td><td>454,000</td><td>374,000</td><td>341,000</td></tr> <tr><td>伊予三島市</td><td>454,000</td><td>374,000</td><td>341,000</td></tr> <tr><td>新居浜市</td><td>592,000</td><td>537,000</td><td>498,000</td></tr> <tr><td>今治市</td><td>588,000</td><td>532,000</td><td>495,000</td></tr> <tr><td>北条市</td><td>429,000</td><td>350,000</td><td>321,000</td></tr> <tr><td>松山市</td><td>732,000</td><td>654,000</td><td>623,000</td></tr> <tr><td>伊予市</td><td>434,000</td><td>352,000</td><td>321,000</td></tr> <tr><td>大洲市</td><td>471,000</td><td>383,000</td><td>351,000</td></tr> <tr><td>八幡浜市</td><td>446,000</td><td>362,000</td><td>331,000</td></tr> <tr><td>宇和島市</td><td>460,000</td><td>393,000</td><td>373,000</td></tr> <tr><td>全国の類似団体(平均)</td><td>520,000</td><td>464,700</td><td>434,500</td></tr> </tbody> </table>				団体名	議長	副議長	議員	川之江市	454,000	374,000	341,000	伊予三島市	454,000	374,000	341,000	新居浜市	592,000	537,000	498,000	今治市	588,000	532,000	495,000	北条市	429,000	350,000	321,000	松山市	732,000	654,000	623,000	伊予市	434,000	352,000	321,000	大洲市	471,000	383,000	351,000	八幡浜市	446,000	362,000	331,000	宇和島市	460,000	393,000	373,000	全国の類似団体(平均)	520,000	464,700	434,500	<p>(注) 1 「全国の類似団体(平均)」欄は平成14年4月1日現在、その他は平成15年4月1日現在の金額である。</p> <p>2 「全国の類似団体」は、合併後における新市の類似団体である。</p>			
団体名	議長	副議長	議員																																																					
川之江市	454,000	374,000	341,000																																																					
伊予三島市	454,000	374,000	341,000																																																					
新居浜市	592,000	537,000	498,000																																																					
今治市	588,000	532,000	495,000																																																					
北条市	429,000	350,000	321,000																																																					
松山市	732,000	654,000	623,000																																																					
伊予市	434,000	352,000	321,000																																																					
大洲市	471,000	383,000	351,000																																																					
八幡浜市	446,000	362,000	331,000																																																					
宇和島市	460,000	393,000	373,000																																																					
全国の類似団体(平均)	520,000	464,700	434,500																																																					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	特別職の職員の身分の取扱い						細項目	行政委員会の委員				
事務事業名							専門部会名	総務部会	分科会名	人事分科会		
調整方針												
項目	西条市		東予市		丹原町		小松町		具体的な調整内容			
教育委員会	委員長 委員	75,000円(月額) 64,400円(月額)	委員長 委員	61,500円(月額) 51,000円(月額)	委員長 委員	244,500円(年額) 192,600円(年額)	委員長 委員	197,000円(年額) 172,500円(年額)	3 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。			
選挙管理委員会	委員長 委員	21,900円(月額) 18,500円(月額)	委員長 委員	22,400円(月額) 16,200円(月額)	委員長 委員	195,200円(年額) 153,400円(年額)	委員長 委員	111,500円(年額) 91,500円(年額)				
公平委員会	委員長 委員	11,100円(日額) 8,600円(日額)	委員長 委員	9,400円(日額) 8,700円(日額)								
監査委員 (非常勤)	識見を有する者 議会選出(議員)	215,700円(月額) 25,100円(月額)	識見を有する者 議会選出(議員)	102,600円(月額) 37,000円(月額)	識見を有する者 議会選出(議員)	278,900円(年額) 177,500円(年額)	識見を有する者 議会選出(議員)	195,000円(年額) 164,000円(年額)				
農業委員会	会長 会長職務代理 委員	33,500円(月額) 25,100円(月額) 22,700円(月額)	会長 会長職務代理 委員	28,900円(月額) 21,900円(月額) 17,500円(月額)	会長 会長職務代理 委員	244,500円(年額) 192,400円(年額) 177,200円(年額)	会長 会長職務代理 委員	215,500円(年額) 188,000円(年額) 183,000円(年額)				
固定資産評価 審査委員会	委員長 委員	11,000円(日額) 8,600円(日額)	委員長 委員	円(日額) 7,500円(日額)	委員長 委員	円(年額) 39,800円(年額)	委員長 委員	円(年額) 35,400円(年額)				
参考資料												
類似団体の状況 (平成15年4月1日現在)												
団体名	教育委員会		選挙管理委員会		公平委員会		監査委員		農業委員会		固定資産評価審査委員会	
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	識見者	議会選出	会長	委員	委員長	委員
新居浜市	月 152,000円	月 127,000円	月 49,500円	月 37,700円	日 15,700円	日 15,700円	月 (常勤) 468,000円 (非常勤) 253,000円	月 52,500円	月 63,200円	月 44,600円	日 14,100円	日 14,100円
今治市	月 127,300円	月 102,900円	月 52,100円	月 41,500円	日 13,800円	日 13,800円	月 (常勤) 477,000円	月 34,200円	月 52,100円	月 33,700円	日 9,900円	日 9,900円

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	特別職の職員の取扱い				細項目	附属機関の委員等	
事務事業名					専門部会名	総務部会	分科会名 人事分科会
調整方針							
区分	名称(根拠)	西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容	
1 法令に根拠を有するもの	民生委員推薦会(民生委員法)	14名 日額 7,100円	14名 日額 7,200円	14名 1回 3,500円	14名 日額 7,500円	4 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。	
	国民健康保険運営協議会(国民健康保険法)	14名 "	10名 " 8,500円	9名 年額 10,000円 (会長 12,000円)	6名 年額 19,800円		
	防災会議(災害対策基本法)	17名 "	23名 " 7,200円	22名 1回 3,500円	18名 日額 7,500円		
	水防協議会(水防法)	21名 "	17名 "	該当なし	9名 "		
	環境審議会(環境基本法)	19名 "	15名 "	11名 1回 3,500円	12名 "		
	交通安全対策会議(交通安全対策基本法)	8名 "	該当なし	該当なし	該当なし		
	都市計画審議会(都市計画法)	15名 "	15名 "	10名 年額 10,000円 (会長 12,000円)	10名 日額 7,500円		
	吏員懲戒審査委員会(地方自治法施行規程)	5名 "	該当なし	3名	該当なし		
	文化財保護審議会(文化財保護法)	5名 "	9名 "	10名 年額 12,000円	10名 年額 19,800円		
	公民館運営審議会(社会教育法)	15名 "	148名 年額 13,000円	15名 年額 10,000円	20名 日額 7,500円		
	社会教育委員(社会教育法)	10名 "	9名 "	9名 年額 14,000円	3名 "		
	スポーツ振興審議会(スポーツ振興法)	10名 "	該当なし	該当なし	該当なし		
	介護認定審査会(介護保険法)	42名 日額 10,600円	15名 日額 10,000円	12名 日額 10,000円 (丹原町・小松町で共同設置されており、委員数はそれぞれ6名の計12名となっている。)			
	選挙管理委員会関係(公職選挙法)						
	投票管理者	日額 13,000円	日額 13,100円	日額 12,700円	日額 12,700円		
	投票立会人	60人 " 11,500円 (2人×30投票所)	38人 " 11,300円 (2人×19投票所)	53人 " 10,800円 (2人×25+3人×1投票所)	16人 " 10,800円 (2人×8投票所)		
	開票管理者	1人 " 9,600円	1人 " 11,100円	1人 " 10,700円	1人 " 10,700円		
開票立会人	3~10人 " 7,400円	3~10人 " 9,300円	3~10人 " 8,900円	3~10人 " 8,900円			
選挙長	" 9,600円	" 11,100円	" 10,700円	" 10,700円			
選挙立会人	" 7,400円	" 9,300円	" 8,900円	" 8,900円			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	特別職の職員の取扱い	細項目				附属機関の委員等		
事務事業名		専門部会名				総務部会	分科会名	人事分科会
調整方針								
項目	名称	西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容		
2 条例等に根拠を有するもの (主なもの)	交通安全対策審議会	15名 日額 7,100円	該当なし	該当なし	該当なし			
	同和対策審議会	12名 "	"	"	"			
	隣保館運営審議会	10名 "	20名 年額 13,000円	"	"			
	介護保険運営協議会	15名 "	15名 日額 8,500円	15名 1回 3,500円	6名 日額 7,500円			
	中小企業振興融資審査会	12名 "	9名	8名 "	8名 "			
	工場誘致審議会	7名 "	7名 日額 7,200円	該当なし	6名 "			
	総合計画審議会	28名 "	"	"	8名 "			
	行政改革推進委員会	10名 "	10名 "	9名 1回 3,500円	10名 "			
	不動産評価委員会	6名 "	該当なし	該当なし	該当なし			
	市(町)営住宅入居者選考委員会	8名 "	10名 日額 7,200円	5名	"			
	市税審議会	20名 "	該当なし	該当なし	"			
	表彰審査会	8名 "	10名	"	"			
	使用料等審議会	8名 "	該当なし	"	"			
	情報公開審査会	5名 "	5名 日額 7,200円	5名 1回 7,000円	"			
	公務災害補償等認定委員会	5名 "	5名 日額 8,500円	5名	"			
	公務災害補償等審査会	3名 "	3名 "	3名	"			
	特別職報酬等審議会	10名 "	10名 " 7,200円	10名 1回 3,500円	8名 日額 7,500円			
	予防接種事故連絡協議会	5名 "	7名 日額 8,500円	6名	6名 "			
	文化会館運営審議会	10名 "	該当なし	11名 1回 3,500円	該当なし			
	人権文化のまちづくり審議会	15名 "	"	15名 "	"			
	水田農業推進協議会	該当なし	8名 日額 3,000円	19名 "	"			
	地域ケア推進会議	"	26名 年額 18,000円	該当なし	"			
	林野委員会	"	該当なし	"	8名 日額 7,500円			
	消防団関係							
	消防団長	1人 年額 140,700円	1人 年額 115,200円	1人 年額 104,000円	1人 年額 104,000円			
	副団長	4人 " 94,700円	4人 " 75,500円	2人 " 68,700円	2人 " 68,700円			
	分団長	12人 " 78,400円	9人 " 52,600円	5人 " 53,900円	2人 " 53,900円			
副分団長	12人 " 55,200円	9人 " 40,800円	10人 " 41,800円	2人 " 41,800円				
部長	38人 " 31,100円	37人 " 33,200円	33人 " 33,800円	6人 " 33,800円				
班長	77人 " 25,900円	94人 " 26,200円	88人 " 26,800円	27人 " 26,800円				
団員	392人 " 22,600円	510人 " 24,200円	351人 " 24,600円	144人 " 24,600円				

特別職の職員の身分の取扱いについて

新設（対等）合併する市町村においては、市町村長、助役、収入役、教育長、各種委員会、審議会委員等の特別職の職員は、法律で特例が認められているもの以外は、すべてその身分を失い、新市において、法律、条例等の定めるところにより新たに選任（選挙）する必要があります。

市長については、新市の市長が新たに選挙されるまでの間（合併の日から50日以内）は、事前に市長の職務を行う者（職務執行者）を定めておき、この職務執行者が市長の職務を行うこととなります。

法律で設置を義務付けられている委員及び委員会（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）委員の合併時の暫定的な選任方法は次のとおりです。

- （1）教育委員会の委員については、市長の職務執行者が、旧市町の委員の中から5名選任します。その任期は、新市長が招集する初議会の末日まで。新市長は、初議会で新たに選任する。
- （2）選挙管理委員会の委員については、旧市町の委員の互選（4名選任）により定めます。任期は、新市の初議会で選挙されるまで。
- （3）監査委員については、経過措置等の法令の定めは特に規定されていないことから、合併することにより、共に法人格が消滅するため、それと同時に監査委員等も存在し得ないこととなります。委員の選出については、長が議会の同意を得て選任することとなりますが、合併による場合は、市長が決まるまでは存在しないため、職務執行者が長に代わって監査委員を選任できるかですが、実例は、長の職務執行者は監査委員を選任すべきでない（昭42.1.10）とされています。これは、監査委員については地方自治法第197条により任期が保障され、一般的に処分を行う権限を有してはならず、選任に緊急性がないことから、職務執行者は選任すべきでないと考えられるからです。したがって、長が選挙によって選ばれ、その長が議会の同意を得て選任するまでの間は存在しません。公平委員会委員も同様です。
- （4）固定資産評価審査委員の委員については、市長の職務執行者が旧委員の中から3名選任します。その任期は、新市長が選挙されるまでとなっています。（就任日）新市長は、就任後3名選任しますが、その任期は初議会で選任されるまでです。
- （5）農業委員会の委員については、選挙の委員は、合併に伴う特例措置があります。選任委員は、団体推薦による委員は、合併日に市長の職務執行者が選任、議会推薦委員は、初議会で推薦します。任期は、選挙委員と同じです。

関係する主な法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、次に掲げる職とする。
 - 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
 - 一の二 略
 - 一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
 - 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
 - 四 略
 - 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職（人事委員会又は公平委員会の設置）

第7条 1～2（略）

- 3 人口15万人未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。
- 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

- 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。
- 3～9（略）
- 10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 11 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議会）

第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

- 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。
 - 一～五 略
 - 七 人口10万以上20万未満の市 34人（議員の任期）

第93条 地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

(委員会・委員の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律で定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 (略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、審査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(知事及び市町村長)

第139条 都道府県に知事を置く。

2 市町村に市町村長を置く。

(長の任期)

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

(副知事及び助役の設置)

第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役を1人置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

(副知事及び助役の選任)

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び助役の任期)

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。

(出納長・副出納長及び収入役・副収入役)

第168条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3~6 (略)

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 (略)

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

4 (略)

5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

(選挙管理委員会の設置及び組織)

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

(選挙管理委員及び補充員の選挙)

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

(選挙管理委員の任期)

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

(監査委員の設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。

(監査委員の選任及び兼業禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

(監査委員の任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(附属機関の職務・組織・設置)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

(報酬及び費用弁償)

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員の中会議の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

- 3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
 - 4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
 - 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。
(給料・旅費及び諸手当)
- 第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他の普通地方公共団体の常勤の職員並びに再任用短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。
- 2 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

- (長の職務を暫定的に行う者)
- 第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。
(暫定的選挙管理委員)
- 第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)

- (組織)
- 第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。
(任命)
- 第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
(任期)
- 第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(教育長)
- 第16条 教育委員会に、教育長を置く。
- 2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。

- 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。
(最初の委員の選任等)
- 第18条 市町村の設置があつた場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村長職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったものうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。
- 2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。
(最初の教育長の互選)
- 第19条 市町村の設置があつた場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。

地方税法(昭和25年法律第226条)

- (固定資産評価審査委員会の設置、選任等)
- 第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。
- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
 - 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
 - 4~5 (略)
 - 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けすることができる。
 - 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村固定資産評価審査委員会の委員に充てることことができる。
 - 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て

固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

先例地の事例

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

特別職の職員（市議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 3 審議会・委員会等の附属機関については、5町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町ないし4町に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。
- 4 その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。
- 5 新市の職務執行者については、合併までに5町の長が別に協議して定めるものとする。

〔南宇和合併協議会〕

特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、その設置、人員、任期について、法令等の定めるところにより従い調整する。法令等の定めがない場合は新町において新たに設置する。報酬等については、5町村長が別に協議して合併時まで調整する。

〔宇摩合併協議会〕

・常勤の特別職

法令の定めるところにより、市長ほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。報酬は、現行の川之江市、伊予三島市の報酬額をもとに調整する。

合併当初の円滑な組織機構の運営のために必要と思われる特別職の設置については、4市町村長が別に協議する。

・議員

任期、定数は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行の報酬額をもとに調整する。

・行政委員会の委員

法令の定めるところにより、新市においても引き続き設置する。報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。

・審議会等の附属機関の委員等

新市においても原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効果的、効率的な体制を検討するものとする。報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。

〔さぬき市〕

- 1 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規

定を適用する。なお、規定のない場合は、5町の長が別に協議して定めるものとする。

- 2 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定めるものとする。

〔東かがわ市〕

特別職の職員（消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、つぎのとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 2 市議会議員及び農業委員会の委員の報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 3 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 4 その他の条例で定める特別職の職員については、3町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額は現行の制度をもとに調整する。